

正しい申告と納税推進都市・佐野市

申告期限(3月15日)までに申告をすませましょう

市・県民税の申告受付は、2月15日から左記の日程で行います。この申告は、市・県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料にもなりますので、忘れずに申告しましょう。

期日	受付会場	受付町名
2月15日(金)	飛駒支所	飛駒
2月18日(月)	野上支所	御神楽・長谷場・白岩・作原
2月19日(火)	田沼中央公民館 3階小ホール (田沼庁舎西側)	石塚・山越・戸室・岩崎
2月20日(水)		下彦間・山形・梅園・閑馬・小中
2月21日(木)		栃本・戸奈良
2月22日(金)		小見・吉水・新吉水・ 吉水駅前1丁目～3丁目・船越
2月25日(月)		赤見・出流原・寺久保
2月26日(火)	葛生あくとプラザ	田沼
2月27日(水)		中・牧・豊代・仙波
2月28日(木)		葛生西1丁目～3丁目・宮下・築地・富士見・ 鉢木・長坂・嘉多山・あくと
3月1日(金)		葛生東1丁目～3丁目・多田
3月4日(月)	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山
3月5日(火)	吾妻地区公民館	田島・君田・村上・上羽田・下羽田・高橋・ 大古屋・庚申塚・船津川・免鳥
3月6日(水)	城北地区公民館	天神・若松・並木・奈良淵・田之入
3月7日(木)		堀米
3月8日(金)	勤労者会館	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝 日・大町・大橋・天明・大和・亀井・金屋下・ 金屋仲・金井上・大祝・金吹
3月11日(月)		馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名
3月12日(火)		上台・七軒・植野・植上・寺中
3月13日(水)		植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田
3月14日(木)		葦川・富士・大栗・富岡・浅沼・栄・西浦・鎧塚・ 黒袴
3月15日(金)		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・ 町谷・伊勢山

【受付時間】

飛駒支所、野上支所、氷室地区公民館の会場は、
午前9時30分から午後3時
それ以外の会場は、午前9時30分から午後4時

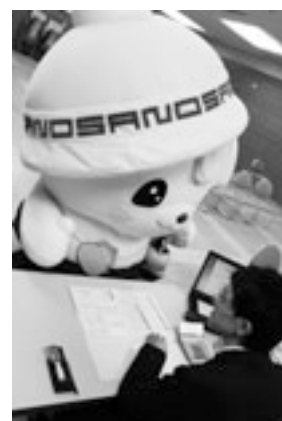
確定申告の問合せ

佐野税務署 ☎(22)4366
市・県民税の問合せ
市民税課 ☎(20)3008

市・県民税の申告書は2月上旬に郵送します。申告書が届いていない方で申告が必要な方は、市民税課（東仮庁舎事務棟2階）、田沼、葛生の各総合窓口課、各申告会場に用意してあるほか、市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

- 早めに準備をして正しい申告をしましょう。会場では職員が、お一人おひとり聞き取りにより受け付けするため、お時間がかかります。時間に余裕をもってお越しください
- 申告相談にお越しに来る際は、持ち物をご確認のうえ、お越しください。特に給与や年金の源泉徴収票をお忘れになると申告できませんので、ご注意ください。

※源泉徴収票は少額のものでも必要です。お手元に届いていない場合は、給与の場合は給与支払者、年金の場合は年金の事業者へお問い合わせください



(申告受付に際してのお願い)

1. 混雑緩和のため、なるべく指定された日に申告してください。指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できます
2. 申告期間中は市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません
3. 給与や年金収入のみの方の確定申告相談は、税務署でなく、市の申告会場となります
4. 給与や年金以外の所得のある方、または申告書の控えに税務署の収受印が必要な方は、佐野税務署での相談・提出となります
5. 市・県民税からの住宅ローンについて(平成11年から平成18年までに入居の方と平成21年から平成25年までに入居の方)、住宅ローン控除を受けようとする方は、年末調整で申告されるか、申告期限(3月15日)までに市の申告会場で申告してください

(申告書の書き方)

申告書をご自身で書く場合は「申告書のかきかた」を参照してください。

事業などの所得がある方は、別に収支内訳書も作成してください。

※全ての事業所得者は平成26年1月から記帳・帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類の保存が義務付けられます

(受付会場に持参するもの)

1. 市・県民税申告書(持参できない場合、受付会場にあります)
2. 確定申告書(税務署から確定申告書が郵送されている方)
3. 印かん(認印)
4. 所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の方は源泉徴収票など)
5. 事業所得(農業所得を含む)などのある方は、収入や経費を記載した帳簿や領収書など
6. 平成24年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
7. 障害者控除を受けようとする方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書など
8. 医療費控除を受けようとする方は、平成24年中に支払った医療費の領収書(保険などで医療費の補てんを受けた方は補てん金額のわかる書類も持参)
9. 所得税の確定申告書を提出せず、市・県民税の寄附金税額控除のみを受けようとする方は、寄附金受領証明書

なお、給与所得者で年末調整を受けた控除以外の各種控除(雑損、医療費、社会保険料、扶養など)を受ける場合や、年金受給者が扶養親族等申告書で申告した控除以外の各種控除を受ける場合など、自主的な申告が必要となります。

【今回の申告(平成25年度)から適用される主な税制改正】

生命保険料控除が見直されました

- ・ 平成24年1月1日以降に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等(新契約)について、新たに介護医療保険料控除が設けられ、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の3種類となります。それぞれの控除上限額は住民税2万8千円(所得税4万円)、3種類合計の控除上限額は住民税7万円(所得税12万円)です。
- ・ 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る生命保険料控除については、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の2種類で、計算方法、上限額ともに変更ありません。
- ・ 新契約と旧契約の両方について控除を受ける場合は、新・旧それぞれの計算方法によります。ただし、3種類それぞれの控除上限額は住民税2万8千円(所得税4万円)、3種類合計の控除上限額は住民税7万円(所得税12万円)です。